

2024年11月

お客さま各位

四国労働金庫

破産管財人等口座開設手数料新設のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、2024年12月2日（月）から下記のとおり破産管財人等口座開設手数料の新設をいたします。

記

1. 破産管財人等口座開設手数料の新設

手数料名	新設日	手数料額（消費税込）
破産管財人等口座開設手数料	2024年12月2日（月）	（1件） 16,500円

2. 手数料の対象となる主な口座

- ① 破産管財人が開設する口座
- ② 相続管理を目的に開設する口座
- ③ 後見制度を利用し開設する口座

※詳細につきましては、最寄りの営業店へお問い合わせください。

以上